

江戸川区「デジタル技術活用促進助成事業(専門家による事前診断・戦略策定等)」

Q & A

< 申請 >

Q 1 本助成事業の対象者はどのような事業者ですか。

A 1 本助成事業は、区内に本社を有する中小企業者又は中小企業グループを対象としています。また個人事業者にあつては、住所及び主たる事業所を区内に有することを必要とします。

(注1) 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条に規定する中小企業者。

Q 2 何回でも申請できますか。

A 2 本助成事業は、同一年度内で 1 社あたり 20 万円を限度として複数回申請できます。

< 対象事業・経費 >

Q 3 どのような経費が助成対象になりますか。

A 3 デジタル技術(注2)活用に向けた、専門家による事前診断・戦略策定等に要する費用(謝金、コンサルティング委託費等) が対象になります。

(注2) 単なる機械の自動化や工程内の生産管理ソフトの導入にとどまらず、複数の機械等がネットワーク環境に接続され、各種の情報・データを収集、解析、活用する技術であつて、付加価値を創出するものを指します(AI・IoT・5G・AR・VR 等)。

Q 4 デジタル技術の導入(機器の購入等) にかかる費用は対象になりますか。

A 4 対象外です。「デジタル技術活用促進助成事業(デジタル技術導入)」をご利用ください(令和 4 年度は、4 月 1 日(金) ~ 5 月 25 日(水) 募集・募集要領で要件等をご確認ください)。ただし、専門家による支援の中で、試験的に機器をリースで調達する場合は対象になります。

Q 5 簡易な機械や生産管理ソフトの導入のための専門家による支援は対象になりますか。

A 5 対象外です。

Q 6 すでにデジタル技術を導入している場合は対象になりますか。

A 6 デジタル技術導入後のフォローアップや伴走的な支援も対象になります。

< その他 >

Q 7 本助成事業は、どのような目的で実施するのですか。

A 7 区内中小企業者等が取り組む生産性の向上及び新たなビジネスの創出に資するデジタル技術の活用に必要な経費の一部を助成することにより、企業競争力の強化を図ることで、区内産業の活性化を推進することが目的です。この「専門家による事前診断・戦略策定等」の助成は、デジタル技術活用を単に目的化するのではなく、「自社や顧客のどのような課題を解決したいか、何を実現したいか」を外部の専門家と一緒に考えていただくことをねらいとしています。

Q 8 助成対象事業が完了しないと助成金は交付されませんか。

A 8 本助成金の交付には、助成対象事業が助成対象期間内（3月31日まで）に完了し、同期間内に実績報告書をご提出いただくことが必要です。